

道路の除雪作業にご協力ください



※市道除雪路線の見直しを行い、今冬から機械除雪を実施しない路線があります。ご注意ください
詳しくは、建設課にお問い合わせください

作業時間 朝は7時30分、夕方は5時30分まで

冬季の生活を確保する上で、道路除雪作業は必要不可欠です。原則として10cm（歩道は15cm）以上の積雪があり、その後も降雪が続くと予想される場合に除雪車が出動します。朝は7時30分、夕方は5時30分までに作業を終了するように努め、通勤・通学などに支障がないように実施します。夜間は、異常降雪時のみ行います。ご理解とご協力をお願いします。

国道と一部の県道は常時交通の確保を目標としており、市道とは除雪基準が異なります。

注意点とお願い

- ・除雪作業中は、除雪車に近寄らないでください。子どもにも指導をお願いします。
- ・除雪路線に、自動車・バイクなどを駐車しないでください。全路線駐車禁止です。
- ・除雪作業の支障とならないよう、道路上に張り出ている枝は、枝おろしをしてください。
- ・除雪路線沿線の田・空き地などは、雪押し場や投雪場として引き続きご協力をお願いします。
- ・除雪作業による乗入れ口などの残雪処理は、個人で処理してください。
- ・除雪路線、消雪パイプ路線の雪庇落とし作業にご協力ください。危険か所は、建設課にご連絡ください。
- ・押雪や投雪で支障のある場所は、ポールなどに赤い布を結ぶなど、目印を付けてください。（高さが4m程度あると、作業員が見つけやすくなります）
- ・屋根雪や宅地内などの雪は、道路に出さないでください。スリップ事故などの原因となります。
- ・歩道にビニールホースなどを敷設しないでください。歩道除雪の妨げとなり、子どもたちの通学などに影響します。
- ・流雪溝や道路側溝の蓋を、開けたまま放置しないでください。転落や破損など、事故の原因となります。蓋をしっかりと閉めてください。
- ・早朝の歩行時などは、運転手から見えやすいように反射タスキ・反射テープなどを装着してください。



消雪パイプの注意点

- ・ノズル散水量の調整（散水距離20cm程度）を行ってください。
- ・定期的にパイプ末端のドレーン（泥はき口）を開け、管内のつまりを解消してください。
- ・市道・県道・国道の消雪パイプは、第2融雪制度により午後2時～3時と午後4時～5時の各1時間（若干の誤差あり）は送電が停止され、散水が停止します。

【問合せ】

■市道 市役所 建設課 維持管理班

☎773-6674 休日・夜間☎773-6660

■県道と国道291号・253号（八箇峠道路含む）・353号

南魚沼地域振興局 維持管理課

☎772-2249 休日・夜間 ☎772-2600

■国道17号（美佐島交差点が管理境界）

小出側 長岡国道事務所 小出維持出張所 ☎025-792-0839

湯沢側 長岡国道事務所 湯沢維持出張所 ☎784-1177